

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成22(2010)年12月16日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \*「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決又は決定日を掲載します。

〈民法〉

【1】 集合動産を目的とする集合物譲渡担保権者Xが、譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として担保目的である養殖魚の滅失により譲渡担保権設定者であるYが取得した共済金請求権の差押えの申立てをした事案でYの執行抗告を棄却した原審の判断を支持(平成22年12月2日最高裁)

【2】 X社が、Y1社には約定損害賠償金の支払いを求め、Y1の会社分割で設立されたY2社には当該会社分割が詐害行為に当たるとしてY1に対する上記約定損害賠償金相当額の支払等を求めた事案。Xの主張を認容した原審の判断を相当としY1、Y2の控訴を棄却(平成22年10月27日東京高裁)

【3】 取引秩序に著しく反する態様で不動産取引に関与してきたと評価できるような背信的な事情がある場合、土地所有権者Xが占有者Yに対して信義則上不動産取得の効果を主張できない旨判断した上で、本件においてはかかる事情はなかったとしてXの主張を認容(平成20年11月28日大分地裁)

【4】 証券会社Yの従業員が適合原則又は説明義務に違反して不動産投資ファンドにXらを勧誘し契約をさせたとして、Xらが不法行為による損害賠償請求権に基づき、取引による損害の賠償等を求めた事案。説明義務違反を認め、一部賠償金等の支払いを命じた(平成22年10月28日大阪地裁)

〈商事法〉

【5】 Y発行の社債、株式等の振替に関する法律128条1項所定の振替株式を有するXが、Yによる全部取得条項付種類株式取得の価格の決定を求める事件において、Xが株主であることが争われた場合にはその審理終結までに同法154条3項所定の通知を要すると判示(平成22年12月7日最高裁)

【6】 原告は、フィギュアスケートイベントのための施設借上げ料値下げ交渉等の業務委託を受けたとして、被告にその報酬を請求した事案。委託した被告理事に契約締結権限はなく、原告の政治家への働きかけは政治資金規正法の趣旨にも反しかねないとして請求を棄却(平成21年5月13日東京地裁)

【7】 Y1社が会社分割をして新会社Y5を設立した過程がXに対する債務負担回避の不当な意図、目的に基づくとして、信義誠実の原則に照らしXとの間ではY1とY5とを同視し、2社の異なる法人格を否認し、Y5に対しても、主位的請求である契約責任を認めた事例(平成22年1月14日福岡地裁)

〈知的財産〉

【8】 商標法51条1項「商標の使用であって…他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるもの」とは、商標の類似性の程度、商品の性質・用途・目的の関連性の程度、商品の取引者及び需要者において払われる注意力を基準に総合的に判断されるべきものと判示(平成21年12月10日知財高裁)

【9】 拒絶審決の取消を求めた審決取消請求事件で、審決には誤りはないものと判断する一方で、審決の不適切な点を当裁判所の審理の対象とすることはしないとした事案(平成22年10月28日知財高裁)

【10】 地域団体商標の登録出願拒絶査定取消訴訟で、当該商標が出願人である原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されているかが争点となり、原告はその条件を満たしていないとして請求が棄却された事例(平成22年1月15日知財高裁)

【11】 国際特許出願につき国内書面及び明細書等の翻訳文を提出したところ特許庁長官から国内書面提出期間経過後の提出であることを理由に国内書面に係る手続の却下処分をされたため当該処分の取消を求めたが、原告の請求は棄却され、控訴も棄却された事例(平成22年11月30日知財高裁)

【12】 拒絶審決の取消を求めた審決取消請求事件で、原告に意見書を提出する機会を与えるべきであったにもかかわらず、同手続を怠った瑕疵があるとして、拒絶審決が取り消された事例(平成22年11月30日知財高裁)

【13】 芸能人Xは、広告出演契約期間の終了後もホームページ(HP)に広告が掲載され続けたため、HPの管理運営権者が氏名権、肖像権及びパブリシティ権を侵害したとして損害賠償を請求、その主張に基づき損害賠償、慰謝料の支払が命じられた事例(平成20年12月24日東京地裁)

〈民事手続〉

【14】 前訴において訴状等が別居中のXの妻子の住所に送達され欠席判決により確定、これに対しXは有効な送達を欠くとして再審の訴えを提起した事案。別居中の妻子は民法106条1項の同居者といえるとして再審請求を棄却(平成21年3月31日東京高裁)

【15】 破産者Z社が会社分割して設立したX社に資産を取得させた行為はZの債権者を害する行為として破産管財人Yが否認の請求を申立て上記資産相当額の償還等を求めた。破産裁判所がこれを認めたためXが上記決定の取消等を求めたが棄却された事例(平成21年11月27日福岡地裁)

【16】 Z社の破産管財人Xらが、同社の会社分割により新設されたYに対し会社分割による土地の所有権移転行為について否認権を行使して土地についてなされた所有権移転登記の否認の登記手続をすることを求めたところ、否認権を行使できると判示(平成22年9月30日福

岡地裁)

〈刑事法〉

【17】裁判員制度は、被告人の裁判を受ける権利を侵害するものではなく、選任された裁判員にその職に着くことを義務づけ、裁判員に守秘義務を科し、裁判員及び補充裁判員に財産的負担が生じるとしてもいずれも憲法に抵触しないと判示(平成22年4月22日東京高裁)

【18】検察官調書を刑訴法321条1項2号前段の供述不能に当たるとして採用した訴訟手続において、極めて重要な立場にある証人が実際には証言する見込みが高かったと認められるとして、その訴訟手続に法令違反があったとされた事例(平成22年5月27日東京高裁)

【19】検察官が国選弁護人X2は刑事がわかっていないなどと被疑者X1に述べたことが弁護権の侵害だとしてX2が国に損害賠償を請求した事案。控訴審では現実の支障がでたわけではないとして、原告主張を一部認め一審判決を変更の上X2の本訴請求を棄却した(平成22年5月27日大阪高裁)

〈公法〉

【20】パチンコ店の外部者(C)とパチンコ店の内部従業員(AB)が共謀してパチンコ機の不正改造事件を起こし、公安委員会から営業停止処分を受けたが、これの取消請求事件につき、ABは風俗営業法の「代理人等」に当たらないとして処分が取り消された事例(平成21年3月13日広島高裁松江支部)

【21】群馬県が自動車ナンバー自動読取システムに原告所有の自動車を誤って盗難車両等の手配車両と登録したため原告が同日中に合計4回走行中停止させられ職務質問を受けたとして国家賠償法に基づく慰謝料を請求した事案。群馬県の過失を認め慰謝料10万円を認容(平成21年2月17日東京地裁)

〈社会法〉

【22】被告経営の造船所で働いた原告らが、安全配慮義務違反によりじん肺に罹患したとして損害賠償を求めた事案。被告の下請・孫請会社等の従業員に対する安全配慮義務の有無及び消滅時効が争点となったが、原告らの一部を除き5億6100万円の損害を認容した(平成21年2月9日福岡高裁)

【23】70歳以上の被生活保護者に対する高齢加算が平成18年度から廃止されたため、福祉事務所長が控訴人らの同年度の高齢加算を0円に減額する旨の保護変更決定をしたが、これは生活保護法56条及び生存権を定めた憲法25条に違反しないとされた事例(平成22年5月27日東京高裁)

【24】債権者が、債務者が受給する定額給付金を差押債権として債権差押命令を申し立てた事案。定額給付金給付事業の目的からすれば定額給付金の給付を受ける権利は、一度は債務者の手元に給付されなければその目的を達し得ない債権である旨判示し申し立てを却下(平成21年4月17日名古屋地裁豊橋支部)

【25】大麻を使用した力士を財団法人日本相撲協会が解雇したことに対し同力士が公序良俗違反、解雇権濫用で無効と主張して地位確認と賃金支払を求めたところ、その請求が却下された事例(平成22年4月19日東京地裁)

---

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

---

〈民法〉

(1) 最一決平成22年12月2日 最高裁HP

平成22年(許)第14号 債権差押命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権者であるXが、譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として、担保の目的である養殖魚の滅失により譲渡担保権設定者であるYが取得した共済金請求権の差押えの申立てをした事案において、Yの執行抗告を棄却した原審の判断を支持した事例。

(理由)

構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権は、譲渡担保権者において譲渡担保の目的である集合動産を構成するに至った動産(以下「目的動産」という。)の価値を担保として把握するものであるから、その効力は、目的動産が滅失した場合にその損害をてん補するために譲渡担保権設定者に対して支払われる損害保険金に係る請求権に及ぶと解するのが相当である。もっとも、構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保契約は、譲渡担保権設定者が目的動産を販売して営業を継続することを前提とするものであるから、譲渡担保権設定者が通常の営業を継続している場合には、目的動産の滅失により上記請求権が発生したとしても、これに対して直ちに物上代位権を行使することができる旨が合意されているなどの特段の事情がない限り、譲渡担保権者が当該請求権に対して物上代位権を行使することは許されないというべきである。

(2) 東京高判平成22年10月27日 金法1910号77頁

平成22年(ホ)第4126号 リース料請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、X社が、Y1社に対しては、店舗内装に関する割賦販売契約及び厨房什器・備品等に関するリース契約に基づく約定損害賠償金合計1911万5040円等の支払いを求めるとともに、Y1の会社分割によって設立されたY2社に対しては、当該会社分割が詐害行為に当たるとして、詐害行為取消権に基づき、上記会社分割の取消しと価格賠償としてY1に対する上記約定損害賠償金に相当する1911万5040円等の支払いを求めた事案である。原審は、XのY1に対する請求について、上記1911万5040円の損害賠償等を認容し、XのY2に対する請求についても、上記会社分割を1911万5040円の限度で取り消すとしたうえ、価格賠償を認容したところ、Y1及びY2が控訴した。

本判決は、新設分割も詐害行為取消権の対象となることを確認したうえ、上記会社分割は、無資力であったY1が、その保有する無担保の残存財産のほとんどをY2に承継させるものであり、Y1がその対価として交付を受けたY2の設立時発行株式は、Y1の債権者にとって、その一般財産の共同担保としての価値が毀損され、債権者が自己の有する債権について弁済を受けることをより困難にしたと評価して詐害性及び詐害の意思を認めた原判決の判断を相当とし、Y1らの控訴を棄却した。

(3) 大分地判平成20年11月28日 判例タイムズ1298号167頁

平成19年(ワ)第239号 建物等取去土地明渡本訴請求事件,平成19年(ワ)第1019号 所有権移転登記手続反訴請求事件(認容(本訴),請求棄却(反訴)・控訴(後和解))

本件は,土地所有権移転登記を経由したXが,占有者Yに対し,所有権に基づく建物取去・土地明渡し等を求めたところ(本訴),Yが,Xは背信的悪意者であるとして,時効取得による所有権移転登記手続を求めた(反訴)事案である。本件土地はもとA所有であり,Yの夫Bが時効取得し,その後,AがCに贈与し,所有権移転登記を経由し,XがCから購入し同登記を経由し,その後,Bが死亡し,YがBを相続したものである。本判決は,土地について対抗関係に立つのはBCであり,CがBよりも先に登記を備えた以上,Bは特段の事情がない限り土地所有権を取得できないが,Cから土地を取得したXがCをわら人形として利用するなど取引秩序に著しく反するような態様で不動産取引に関与してきたと評価できるような背信的事情がある場合には,Xは信義則上,BYとの関係で不動産取得の効果を主張できない旨判示し,本件では,そのような事情はないとして本訴を認容し反訴を棄却した。

(4) 大阪地判平成22年10月28日 金法1911号56頁

平成20年(ワ)第17028号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

X1(請求原因によれば昭和14年生まれ的女性),X2(請求原因によれば昭和20年生まれの男性)及びX3(請求原因によれば昭和23年生まれ的女性)は,証券会社であるY社が販売した顧客からの出資金のほかに金融機関からの借入金を加えて投資する不動産投資ファンドに出資した顧客であったが,Yの従業員が,適合原則または説明義務に違反して,Xらを勧誘し,契約をさせたとして,不法行為による損害賠償請求権に基づき,取引による損害と弁護士費用相当額の損害賠償を求めた。

本判決は,不法行為の成否の判断において,Xらの人的属性については特に触れることなく,上記投資ファンドにおいては,出資金の毀損率は,不動産価格の下落率に対し,投資額に対する出資金の割合に反比例した割合で増幅されるレバレッジリスクがあり,そのリスクは,不動産価格がファンドの運用期間3年以内に20%下落するだけで出資元本が全部毀損してしまうという重大なリスクであり,かつ,そのリスク要因となる不動産市況の変動は,バブル崩壊後の不動産市況の激しい変動を経験した投資勧誘の専門家であるYにとって十分に予測可能であったとして,Xら全員との関係でYの説明義務違反による不法行為に基づく損害賠償責任を認め,それに基づく賠償額については,X1の請求額が金6531万6334円及び遅延損害金,X2の請求額が金9485万4135円及び遅延損害金,X3の請求額が金7425万5614円及び遅延損害金であったのに対し,高利回りの投資商品を購入したXらもリスクを予測すべきであるとして,過失相殺により各自の出資金の7割を賠償すべき損害額の上限としたうえで,それぞれ税引き前の分配金と出資金償還額を損益相殺によりそこから控除し,さらにこれに対する1割の弁護士費用をそれぞれ加算して,X1について金2710万3307円及び遅延損害金,X2について金3729万2001円及び遅延損害金,X3について金1488万3396円及び遅延損害金の限度で請求を認容した。

〈商事法〉

(5) 最三決平成22年12月7日 最高裁HP

平成22年(許)第9号 株式価格決定申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

Yの発行に係る「社債,株式等の振替に関する法律」(以下「社債等振替法」という。)128条1項所定の振替株式を有するXが,会社法172条1項1号に基づき,Yによる全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定を求める事件の審理において,Xが株主であることが争われた場合には,その審理終結までの間に社債等振替法154条3項所定の通知(以下「個別株主通知」という。)がされることを要すると判断した事例。

(理由)  
会社法172条1項所定の価格決定申立権は,社債等振替法154条1項,147条4項所定の「少数株主権等」に該当する。社債等振替法154条が,振替株式についての少数株主権等の行使について個別株主通知がされることを要とした趣旨は,株主名簿の名義書換は総株主通知を受けた場合に行われるものの,総株主通知は原則として年2回しか行われなため(社債等振替法151条,152条),総株主通知がされる間に振替株式を取得した者が,株主名簿の記載又は記録にかかわらず,個別株主通知により少数株主権等を行使することを可能にすることにある。そして,個別株主通知において,振替口座簿に増減の記載又は記録日等が通知事項とされているのは(社債等振替法154条3項1号,129条3項6号),少数株主権等の行使を受けた会社が,振替口座簿の上記記載又は記録によって,当該株主が少数株主権等行使の要件を充たすものであるか否かを判断することができるようにするためであるから,上記会社にとって,総株主通知とは別に個別株主通知を受ける必要がある。

同じ会社の振替株式であっても,ある総株主通知と次の総株主通知との間に少数株主権等が行使されたからといって,これらの総株主通知をもって個別株主通知に代替させることは,社債等振替法の予定しないところである。まして,これらの総株主通知をもって個別株主通知に代替させ得ることを理由として,上記価格決定申立権が会社法124条1項に規定する権利又は同項に規定する権利に関する規定を類推適用すべき権利であると解する余地はない。また,少数株主権等それ自体の権利行使期間が,社債,株式等の振替に関する法律施行令40条の定める期間より短いからといって,個別株主通知を不要と解することはできない。そして,個別株主通知は,社債等振替法上,少数株主権等の行使の場面に於いて株主名簿に代わるものとして位置付けられており(社債等振替法154条1項),少数株主権等行使の際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であると解される。

(6) 東京地判平成21年5月13日 判例タイムズ1315号158頁

平成19年(ワ)第20791号 業務委託料請求事件(請求棄却・控訴)

本件は,原告が,被告から「ISU世界フィギュアスケート選手権2007東京」について,事前及び事後の東京体育館の借上げ料値下げ交渉等の業務委託を受け,これを遂行したとして,主的に業務委託契約に基づき,予備的に商法512条に基づき報酬等の支払いを求めた事案である。

本判決は,原告が委託を受けたとする理事には契約締結権限はなく,無権代理であり,これを原告が知らなかったことも認められないとして本件業務委託契約の成立を否定し,また,原告が委託を受けて行ったと主張する活動は政治家に対する政治献金を用いたもので

あるが、被告は日本オリンピック委員会からの補助金を選手強化資金に充てているほか、競技会開催地の自治体から補助金の交付を受けている財団法人であり、その性格上、政治献金により便益を図ることは政治資金規正法の趣旨に反しかねず、このような手段を用いた原告の活動全体が社会的相当性を欠くので、同活動全体が被告の意思に反することが明らかであって、事務管理が成立するとは言えず、商法512条の適用の余地はないとして請求を棄却した。

(7) 福岡地判平成22年1月14日 金法1910号88頁  
平成20年(ワ)第549号 譲受債権等支払請求事件(請求一部認容)

本件は、Z銀行から債権譲渡を受けたX社が、Y1社に対し、金銭消費貸借契約に基づき、Y2、Y3及びY4に対し、連帯保証契約に基づき、残債務の一部に当たる15億円の支払いを求めるとともに、Y1が会社分割して設立されたY5社に対し主位的に法人格否認による契約責任に基づき、予備的に不法行為または詐害行為取消権に基づき、また、Y5の代表取締役であるY6に対しては、不法行為に基づき、Y1らと同様の金員の支払等を求める事案である。Y1らは、Y5及びY6は責任を負わないとして争った。

本判決は、Y5に対する請求について、上記会社分割実行以前のXとY1との交渉の過程で、Y1は、自らの事業再生についてXに協力を求め、事業再編スキームの設計、実行にあたり、Xと連携して進めるとの信頼を与えようとする言動を取り、かつ会社分割スキームについて相当程度にわたって、Xと検討・準備を進めていたことから、そのような密接な協議関係にいったん入った以上、Y1としては、Xの利益や期待を著しく損なうことのないよう合理的な配慮をする信義則上の義務を負担するところ、上記会社分割をXに秘匿して実行したY1の対応を信義則に反するものとし、また、Y1及びY5は、上記会社分割を奇貨として、株式譲渡と増資を一体的に実行し、Xの把握していたY1の責任財産(2店舗の事業価値)を逸出させるとともに、2店舗の事業価値について上記貸金債務の負担なくY5に移転させたことから、Y5に、Y1とは別の法人格であることを認めて免責を認めることは、著しく信義に反し、衡平を害するとして、これら一連一体の手続を全体としてみて、新設会社であるY5がXに対する債務負担を免れようという不当な意図、目的に基づくものといわざるを得ず、信義誠実の原則に照らし、Xとの間では、Y1とY5とを同視し、その限りで、Y5がY1と異なる法人格であることを否認するとの判断を示し、主位的請求である契約責任を認めた。

〈知的財産〉

(8) 知財高判平成21年12月10日 判例時報2089号134頁  
平成21年(行ケ)第10183号 審決取消請求事件(棄却(確定))

商標法51条1項にいう「商標の使用であって…他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるもの」に当たるためには、使用に係る商標の具体的態様が他人の業務に係る商品等との間で具体的に混同を生ずるおそれを有するものであることが必要というべきであり、そして、その混同を生ずるおそれの有無については、商標権者が使用する商標と引用する他人の商標との類似性の程度、当該他人の商標の周知著名性及び独創性の程度、商標権者が使用する商品等と当該他人の業務に係る商品等との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商品等の取引者及び需要者において普通に払われるべき注意力を基準として、総合的に判断されるべきものである。

(9) 知財高判平成22年10月28日 裁判所HP  
平成22年(行ケ)第10064号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

拒絶審決の取消を求めた審決取消請求事件で、審決には誤りはないものと判断する一方で、審決の不適切な点を当裁判所の審理の対象とすることはしないとした事案。

本件補正2について、新たな技術的事項を導入したとした審決の判断に誤りがあるとする取消事由1に係る主張は、理由があるが、本件補正2について、本願補正発明につき独立特許要件を欠くとした審決の判断に誤りがあるとする取消事由2に係る主張は、原告の主張を前提とする限りにおいては理由がないと解する。したがって、本件補正2を却下した上、本願を拒絶すべきものとした審決には、結果として、誤りはないものと判断する。

ところで、本願補正発明の進歩性の有無を判断するに当たり、審決は、本願補正発明と引用発明との相違点を認定したが、その認定の方法は、著しく適切を欠く。すなわち、審決は、発明の解決課題に係る技術的観点を考慮することなく、相違点を、ことさらに細かく分けて(本件では6個)、認定した上で、それぞれの相違点が、他の先行技術を組み合わせることによって、容易であると判断した。このような判断手法を用いると、本来であれば、進歩性が肯定されるべき発明に対しても、正当に判断されることなく、進歩性が否定される結果を生じることがあり得る。相違点の認定は、発明の技術的課題の解決の観点から、まとまりのある構成を単位として認定されるべきであり、この点を逸脱した審決における相違点の認定手法は、適切を欠く。

しかし、本件では、原告において、このような問題点を指摘することなく、また、第1準備書面において、審決のした本願補正発明の相違点1ないし5に係る認定及び容易想到性の判断に誤りがないことを自認している以上、審決の上記の不適切な点を、当裁判所の審理の対象とすることはしない。

(10) 知財高判平成22年11月15日 裁判所HP  
平成21年(行ケ)第10433号 商標権審決取消請求事件

第43類「福島県喜多方市におけるラーメンの提供」を指定役務とした標準文字商標「喜多方ラーメン」について商標法7条の2の地域団体商標として、商標の登録出願をしたが、商標法7条の2第1項の要件を具備しないとの理由で拒絶査定を受けたので不服審判請求でなされた「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決に対する取消訴訟で、本願商標がその指定役務に使用された結果、出願人である原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されているか否かが争点となった事案。

地域団体商標の登録出願をした団体の加入状況が低調であったり、当該地域内の有力な事業者が加入していなかったりし、あるいは当該地域内に当該団体と同種の活動をする競合団体が存在したりすれば、当該地域団体商標に接する需要者及び取引者において、商品ないし役務の出所を当該団体(出願人)と認識する蓋然性が小さくなり、したがって7条の2第1項柱書にいう「使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとき」との要件を充足しないことがある

ことは明らかであるから、出願人たる団体において加入の自由が保障されてさえいれば、当該地域内の指定商品ないし指定役務に係る事業者の加入の多寡は問題にならないということとはできない、として原告の請求は棄却された。

(11) 知財高判平成22年11月30日 裁判所HP  
平成22年(行コ)第10003号 手続却下処分取消請求控訴事件(原審東京地方裁判所平成21年(行ウ)第590号)

国際特許出願について国内書面及び明細書等の翻訳文を提出したところ、特許庁長官から、特許法184条の4第1項に規定する国内書面提出期間経過後の提出であることを理由に、国内書面に係る手続の却下処分をされたことから、当該却下処分の取消しを求めたが、第一審は原告の請求を棄却したので、原告が控訴した事案。

原告は、条約規則49.6(a)ないし(e)の規定が国内法令に適合することを前提として、条約規則49.6(b)の時期的要件が満たされる場合には、出願人に権利の回復の機会が与えられるべきであるところ、本件では、国内書面提出期間の末日から8日後に、出願人の日本での権利取得の意思が明らかになっており、同規則49.6(b)の時期的要件は満たされており、したがって、出願人に権利の回復の機会を与えずに直ちに取下擬制したことは、特許協力条約に違反すると主張したが、法47条1項は「特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならぬ。」と規定し、法48条の2は「特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行う。」と規定しており、出願審査の請求がされたにもかかわらず審査に着手しなくてよい旨を定めた規定がないことからすれば、特許庁長官は、出願審査の請求がされたときには、審査官をして速やかに審査に着手させなければならないというのが法の趣旨であると解されるので、条約規則49.6(a)ないし(e)を適用し、翻訳文の提出を優先日から最大で42か月まで可能とすることによって、出願審査の請求がされてから最大6か月の間、明細書等の翻訳文が提出されず、その間における審査ができないという事態を招くことは、上記の法の趣旨に反し、法の規定との不整合を生ずるというべきであり、条約規則49.6(a)ないし(e)は、我が国の国内法令に適合しないというべきである、として本件控訴は棄却された。

(12) 知財高判平成22年11月30日 裁判所HP  
平成22年(行ケ)第10124号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

拒絶審決の取消を求めた審決取消請求事件で、原告に意見書を提出する機会を与えるべきであったにもかかわらず、同手続を怠った瑕疵があるとして、拒絶審決が取り消された事案。

審決が、拒絶理由通知又は拒絶査定において示された理由付けを付加又は変更する旨の判断を示すに当たっては、当事者(請求人)に対して意見を述べる機会を付与しなくとも手続の公正及び当事者(請求人)の利益を害さない等の特段の事情がある場合はさておき、そのような事情のない限り、意見書を提出する機会を与えなければならない(特許法159条2項、50条)。そして、特段の事情が存するか否かは、容易想到性の有無に関する判断であれば、本願発明が容易想到とされるに至る基礎となる技術の位置づけ、重要性、当事者(請求人)が実質的な防御の機会を得ていたかなど諸般の事情を総合的に勘案して、判断すべきである。

本件においては、引用発明との相違点1に係る構成が周知技術であると認定した証拠についても、審決において初めて原告に示していること、相違点1に係る構成が、専門技術分野や出願時期を問わず、周知であることが明らかであるとはいえないこと、原告が提出した意見書においては、専ら本願発明と引用発明との間の相違点1を認定していない瑕疵がある旨の反論を述べただけであり、同相違点に係る構成が容易想到でないことについての意見は述べていなかったこと等の事実が存在する。

上記経緯を総合すると、請求人である原告に対して意見書提出の機会を与えることが不可欠であり、その機会を奪うことは手続の公正及び原告の利益を害する手続上の瑕疵があるというべきであり、審決は、特許法159条2項、50条に違反するものと判断する。

(13) 東京地判平成20年12月24日 判例タイムズ1298号204頁  
平成20年(ワ)第7828号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

本件で、芸能人Xは、A経営のB美容整形外科の広告宣伝業務を行っていたCとの間で、広告の範囲を全ての広告物、出演契約料を年間126万円とする広告出演契約を締結し、CがBのHPにXの氏名、顔写真等を掲載したが、同契約は期間満了により終了した。ところが、CからHPの管理運営を承継したYが、その後も同広告の掲載を継続したことから、XはYに対し、氏名権、肖像権及びパブリシティ権を侵害する不法行為であるとして損害賠償を請求した。本判決は、財産的損害については、Xが本件広告による受けることができる対価であるが、従前の出演料が直ちに対価相当額となるものではなく、広告内容、広告媒体、広告地域等の異動等を考慮すべきであり、本件では従前の出演料の2分の1の額に広告掲載期間を乗じた額が損害であるとし、精神的損害については、Xは自らの自由な意思に基づいて広告に出演するか否かを決定できるという主観的利益を侵害されたので慰謝料を請求できるとし、損害として合計145万6438円を認容した。

〈民事手続〉

(14) 東京高決平成21年3月31日 判例タイムズ1298号305頁  
平成20年(ワ)第1711号 再審開始決定に対する抗告事件(取消、再審請求棄却・許可抗告(後許可抗告不許可))

本件は、YがXらに対し提訴した前訴において、訴状等がXの住所ではなく別居している妻の住所に送達され、欠席判決により確定したため、Xが、前訴は有効な送達を欠くので民訴法338条1項3号の再審事由があるとして再審の訴えを提起した事案である。本決定は、Xは前訴送達先を自らの住所とする意思をもって公的機関に対し一貫してその旨の届出をし、同送達先をX及びYが経営する会社の連絡先、郵便物の受取先としており、同送達先はX及び同会社の対外的、経済的な活動等の本拠地と認められ、民訴法103条1項の住所と言え、Xの妻らは同送達先の居住者でXから郵便物等の受領を依頼されていたから、書類受領権限を有する民訴法106条1項の同居者と言えるとし、これに対する補充送達は有効であるとして、Xの再審請求を棄却した。

(15) 福岡地判平成21年11月27日 金法1911号84頁

平成21年(ワ)第1617号 否認決定に対する異議請求事件(請求棄却,否認決定認可)

本件は、破産者Z社の破産管財人であるYが、Zの行った新設分割により設立されたXに対し、同新設分割は、Xに1億2997万786円相当の資産を取得させ、これによりZの債権者を害する行為であり、破産法160条1項1号に当たるとして、否認の請求を申し立て、同法168条4項に基づき、上記資産相当額の償還及び遅延損害金の支払いを求めたところ、破産裁判所がこれを認める決定をしたため、Xが、これを不服として、Yに対し、上記決定の取消し等を求めた事案である。

本判決は、Zは、本件会社分割により、既存の資産及び債務のうち、その資産のみ減少させたから、債権者の共同担保が減少して債権者が満足を得られなくなったものであることは明らかであり、かつ、Zの代表者は、本件会社分割により、Zがその資産すべてを失うこと、これにより、非承継債権者が弁済を受けることができなくなることを知りながら、本件会社分割を行ったものであることは明らかであるとして、本件会社分割が詐害行為に当たるとして、これを認め、また、破産法上、否認の対象となる行為から会社分割を除外すべき根拠はないとし、上記破産裁判所の決定を相当として、Xの請求を棄却した。

(16)福岡地判平成22年9月30日 金法1911号71頁

平成20年(ワ)第625号 否認権行使による所有権移転登記抹消登記手続請求事件(請求認容)

本件は、Z社の破産管財人であるXらが、同社の会社分割により新設されたYに対し、会社分割による土地の所有権移転行為について、破産法160条1項あるいは同法161条1項に基づく否認権を行使して、土地についてなされた所有権移転登記の否認の登記手続をすることを求めた事案である。

本判決は、会社分割を原因とする分割会社から新設会社に対する分割会社の所有していた土地の所有権移転についても否認権の対象となることを確認したうえで、本件会社分割により、Zは、担保権の設定されていない土地をYに承継させるとともに、債務の一部もYに承継させているが、同債務については重畳的債務引受をしており、分割の対価としてYからZに交付されたYの株式は100万円程度の価値しかなかったことから(上記土地の価格は合計5600万円)、その移転によって、分割会社の債権者に対する共同担保が減少し、債権者が自己の有する債権について弁済を受けることが困難となったといえるとして、破産法160条1項により、また、仮に、Zが重畳的債務引受をしたことを形式的に捉え、実質的にはZの純資産に変動がないと評価することができたとしても、その移転によって、当該土地をYから交付を受ける同社の株式に変更することによって、破産債権者を害する処分をするおそれを現に生じさせるものといえ、かつ、会社分割の当時、Zにおいて破産債権者を害する処分をする意思を有していたこと、YにおいてZが当該意思を有していたことを知っていたことが認められるから、同法161条1項により、会社分割後に破産手続が開始されたZの破産管財人であるXらは、当該所有権の移転について否認権を行使することができるとした。

〈刑事法〉

(17)東京高裁判平成22年4月22日 裁判所HP

平成22年(ウ)第42号 出入国管理及び難民認定法違反、殺人、死体遺棄被告事件(棄却)

1 裁判員制度は、被告人の裁判を受ける権利を侵害するものではなく、憲法32条、37条に違反しない。

2 裁判員に選任された者について、辞退事由が認められない限りその職に就くことを義務付けていることは、憲法13条、18条、19条に違反しない。

3 裁判員、補充裁判員及びこれらの職にあった者に守秘義務を課すことは、憲法21条に違反しない。

4 裁判員及び補充裁判員に財産的負担が生じるとしても、憲法29条に違反しない。

(18)東京高裁判平成22年5月27日 裁判所HP

平成21年(ウ)第1722号 死体遺棄、殺人被告事件(破棄差戻し)

共犯者とされる証人が、自らの刑事裁判が係属中であるなどの理由で証言を拒絶したが、他方で被害者の遺族の立場を考えると証言したい気持ちがあると述べるなど、合理的な期間内に証言拒絶の理由が解消し、証言する見込みが高かったと認められる上、裁判所において公判前整理手続の時点で証言拒絶を想定し得たのに、検察官に対して証言拒絶が見込まれる理由につき釈明するなどし、証言を拒絶する可能性が低い時期を見極めて、これに柔軟に対応できる審理予定を定めていなかったなどの経過の下において、重大事案であり、被告人が犯行を全面的に否認し、同証人が極めて重要な証人であることなどを考え併せると、その検察官調書を刑訴法321条1項2号前段のいわゆる供述不能に当たるとして採用した訴訟手続には法令違反があるとした事例。

(19)大阪高判平成22年5月27日 判例時報2088号86頁

平成21年(ネ)第2791号 慰謝料等請求控訴事件 一部変更(上告,上告受理申立)

X2は平成18年10月に司法修習を終了した弁護士であり、逮捕、勾留された被疑者X1の国選弁護人として選任されたが、X1の取り調べにあたった検察官がX1に対し、「君の弁護士は1年経っていないぞ。刑事の事全然分かっていない」など弁護人との信頼関係を破壊するような言動を行い、X2の弁護権を侵害したなどと主張し、X2はY(国)に対し330万円の損害賠償を請求した。一審は、検察官の発言はX1とその弁護人X2との信頼関係を棄損するもので違法と評価されると判断し22万円の支払を認める限度でX2の請求を認容した。

本判決は、検察官の発言は全体としては不適切な発言であったというべきであるが、そのことによって、X1とX2の信頼関係は損なわれることはなくそのことによって接見の際の意思疎通が困難になるなど現実の支障が生じたこともなかったと認めるのが相当であるから社会通念上相当な範囲を逸脱したものと断定することはできないと判断して、Yの損害賠償責任を否定し、一審判決を変更の上、X2の本訴請求を棄却した。

〈公法〉

(20)広島高判松江支部平成21年3月13日 判例タイムズ1315号101頁

平成20年(行コ)第3号 営業停止処分取消請求控訴事件(控訴棄却・確定)

本件は、パチンコ店において外部者(C)と内部従業員(AB)が共謀して、遊技機の主基板を不正改造されたものに取り替えたため、公安委員会が営業停止処分としたところ、同店経営者がこの取消を求めた事案である。風営法ではパチンコ店の「代理人等」が「当該営業に関し」不正改造行為を行った場合には行政処分を科すことができるところ、本判決は、本件

は同店の元店長であったCが主犯となって遊技機の主基板を不正改造されたものに交換し、複数の者に同遊技機で遊技させ、不正に出玉させて利得を得ることを企てたものであり、AはCらが同交換をすることを可能とするために勤務時間後にカードキーを利用して防犯システムの作動を遅らせる等しており、ABの関与の程度は軽微とは言えないものの、社会通念に照らして、全体として見た場合、「代理人等」による法令違反行為であるとは評価できないとし、行政処分を取り消した。

(21) 東京地判平成21年2月17日 判例タイムズ1315号112頁  
平成18年(ワ)第26171号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

本件は、群馬県が、道路上に設置した自動車ナンバー自動読み取りシステムに原告所有の自動車を誤って盗難車両等の手配車両と登録したため、原告が東京都及び埼玉県所属の警察官により同日中に合計4回走行中停止させられ、職務質問を受けたため、原告が群馬県を被告として国家賠償法に基づく慰謝料を請求した事案である。本判決は、群馬県については、本件車両を手配車両と誤登録し、その後9時間近くの間、同登録を解除しなかったことにつき過失による不法行為を認め慰謝料10万円を認容したが、東京都及び埼玉県については、同県所属の警察官による本件車両の停止及び職務質問につき故意・過失はないとし、また、国については、確かに上記システムでは全国の警察から警察庁のシステムに手配車両データが送信登録され、これを国から各都道府警本部の自動車ナンバー照合装置に送信されるが、国は本件データの誤りを認識しておらず、同データを東京都等に送信したとしても不法行為は成立しないとし、いずれも請求を棄却した。

〈社会法〉

(22) 福岡高判平成21年2月9日 判例タイムズ1315号140頁  
平成19年(ネ)第718号 損害賠償請求控訴事件、平成20年(ネ)第46号 同附帯控訴事件(一部変更、一部取消、一部控訴棄却、附帯控訴棄却・確定)

本件は、被告経営の三菱長崎造船所において稼働した原告らが、被告の安全配慮義務違反によりじん肺に罹患したとして債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案である。被告の下請・孫請会社等の従業員に対する安全配慮義務の有無及び消滅時効が争点となったが、本判決は、同従業員らも被告の本工と共同で作業し、作業指示や安全上の注意について共同のミーティングを行っていること、作業場所・設備は被告が管理し換気等を含め物理的な環境は全面的に被告が設定・変更する立場にあったこと等から、被告は同従業員らに対しても安全配慮義務を負うとし、また、じん肺に関する病状はじん肺法の管理区分決定を受けるところ、その疾患が肺内の粉塵の量に対応して進行するという特殊性から、重い決定に相当する病状に基づく損害は同決定を受けた時に発生し、その時点から消滅時効が進行するとし、原告らのうち1名は安全配慮義務違反がなく、2名は消滅時効が成立するとして請求を棄却したが、その余の原告については総額約5億6100万円の損害を認容した。

(23) 東京高判平成22年5月27日 裁判所HP  
平成20年(行コ)第265号 各生活保護変更決定取消請求控訴事件(棄却、一部取消)

厚生労働大臣の定める生活保護基準は、70歳以上の被保護者に対する加算(高齢加算)を定めていたが、平成16年度から保護基準が改定され、段階的な減額を経て、平成18年度から高齢加算が廃止されたため、控訴人らの住所地を所管する福祉事務所長が、生活保護法25条2項に基づき、控訴人らの同年度の老齢加算を3760円から0円に減額する旨の保護変更決定をしたが、これは、保護の不利益変更禁止を定めた生活保護法56条及び生存権を定めた憲法25条に違反しないと判断した事例(死亡につき1名訴訟の終了)。

(24) 名古屋地決豊橋支部平成21年4月17日 判例タイムズ1298号123頁  
平成21年(ル)第151号 債権差押命令申立事件(訴え却下・抗告(後抗告棄却・確定))

本件は、債権者が、債務者が受給する定額給付金を差押債権として、債権差押命令を申し立てた事案である。本決定は、定額給付金給付事業の目的からすれば、定額給付金の給付を受ける権利は、一度は債務者の手元に給付されなければその目的を達し得ない債権である旨判示し、申立てを却下した。  
定額給付金…2009年に日本に住所がある個人や在留する外国人(「短期滞在」者を除く)を対象に給付対象者1人につき12,000円が給付された。

(25) 東京地判平成22年4月19日 判例時報2090号144頁  
平成20年(ワ)第30595号 地位確認等請求事件 棄却(控訴)

大麻を使用した力士を財団法人日本相撲協会が解雇したことに対し、同力士が公序良俗違反、解雇権濫用で無効だと主張して地位確認と賃金支払を求めた事案において、力士自身の尿を検査対象とする検査の結果大麻の陽性反応が出たこと、力士による大麻使用の事実が各認定され、協会が薬物濫用を強く禁止していたこと、薬物濫用が深刻な社会問題であること等から解雇が権利濫用と評価される余地はなく、他のスポーツでの処分事例との均衡の主張については、国技と称され世間の耳目を引く相撲と他のスポーツとの単純な比較は適切でないとして、また、検査手続についての適正手続違反の主張についても、本件解雇が無効とするような違法はないとして、力士の労働者性について判断するまでもなく、解雇が無効とは言えないとされた事例。

〈紹介済み判例〉

知財高判平成20年6月30日 判例タイムズ1315号254頁  
平成19年(行ケ)第10293号 審決取消請求事件(認容・確定)  
→法務速報105号14番で紹介済み

大阪地判平成21年6月9日 判例タイムズ1315号171頁  
平成19年(ワ)第8262号 不正競争行為差止等請求事件(請求棄却・控訴)  
→法務速報98号13番で紹介済み

東京高決平成21年7月8日 判例タイムズ1315号279頁  
平成21年(ワ)第1136号 債権差押命令に対する執行抗告事件(抗告棄却・許可抗告(後許可抗告取下))  
→法務速報107号8番で紹介済み

最三判平成21年7月14日 判例タイムズ1315号96頁  
平成20年(受)第1134号 配当異議事件(破棄自判)  
→法務速報99号18番で紹介済み

最一判平成21年7月16日 判例タイムズ1315号84頁  
平成20年(受)第802号 損害賠償請求事件(破棄差戻)  
→法務速報99号12番で紹介済み

最一判平成21年10月15日 判例タイムズ1315号68頁  
平成21年(行ヒ)第247号 場外車券発売施設設置許可処分取消請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却,一部破棄終了)  
→法務速報102号18番で紹介済み

最二判平成21年11月27日 判例タイムズ1315号79頁  
平成20年(受)第1340号 建物収去土地明渡請求事件(破棄自判)  
→法務速報104号1番で紹介済み

最二判平成21年11月30日 判例時報2090号149頁  
平成20年(あ)第13号 住居侵入被告事件 上告棄却  
→法務速報104号32番で紹介済み

最一判平成21年12月10日 判例タイムズ1315号76頁  
平成20年(行ヒ)第177号 第二次納税義務告知処分取消請求事件(上告棄却)  
→法務速報104号35番で紹介済み

最一判平成21年12月17日 判例タイムズ1315号90頁  
平成20年(受)第1192号 損害填補金請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)  
→法務速報105号30番で紹介済み

最三判平成22年3月30日 金法1911号50頁  
平成20年(受)第909号 損害賠償,立替金請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻)  
→法務速報108号5番で紹介済み

最三決平成22年4月5日 判例時報2090号152頁  
平成19年(シ)第23号 再審開始決定及び死刑執行停止決定に対する異議申立ての決定に対する特別抗告事件 取消差戻(名張毒ぶどう酒殺人事件第7次再審請求特別抗告審決定)  
→法務速報108号27番で紹介済み

最三判平成22年4月20日 金法1910号73頁  
平成21年(受)第955号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)  
→法務速報108号8番で紹介済み

最二判平成22年6月4日 判例時報2088号83頁  
平成20年(受)第2114号 不当利得返還請求事件 一部破棄自判,一部上告却下  
→法務速報110号2番で紹介済み

最二判平成22年6月4日 金法1910号68頁  
平成21年(受)第284号 自動車引渡請求事件(破棄自判)  
→法務速報110号18番で紹介済み

最三判平成22年6月29日 判例時報2089号74頁  
平成21年(受)第1709号 目隠しフェンス設置等請求事件(破棄自判)  
→法務速報111号1番で紹介済み

最一決平成22年8月25日 判例時報2089号77頁  
平成22年(許)第2号 売却許可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)  
→法務速報113号13番で紹介済み

知財高判平成22年8月31日 判例時報2090号119頁  
平成21年(行ケ)第10434号 審決取消請求事件 認容(確定)  
→法務速報113号10番で紹介済み

---

## 2. 平成22(2010)年12月16日までに成立した,もしくは公布された法律

---

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

・衆法 176 7  
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律  
・・・障害保健福祉施策を見直すまでの間において,障害者・障害児の地域生活を支援するための関係法律の整備について定めた法律

・衆法 176 8  
国会議員の歳費,旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律  
・・・内閣総理大臣等の特別職の国家公務員の給与改定に伴い,各議院の議長,副議長及び議員の歳費の額の改定を定めた法律



・衆法 176 9

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律

・一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額の改定を定めた法律

・衆法 176 10

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

・一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、一定の常時勤務することを要しない国会職員について育児休業をすることができることを定めた法律

・衆法 176 11

国会職員法の一部を改正する法律

・国会職員について、新たな人事評価制度を導入し、その能力及び業績を把握した上で行われる勤務成績の評価に基づき昇任等を行うこと等を定めた法律

・衆法 176 13

裁判所法の一部を改正する法律

・平成23年10月31日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給することを定めた法律

・衆法 176 14

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律

・原子力発電施設等立地地域の振興を促進するため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を延長することを定めた法律

・衆法 176 15

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

・国会議員の歳費について、日割計算により支給することとすることを定めた法律

・閣法 174 50

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律

・農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の基本方針・総合化事業計画等の認定、その事業の実施について農業改良資金の貸付け等を定めた法律

・閣法 176 6

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律

・高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限(平成22年12月31日)を延長することを定めた法律

・閣法 176 7

放送法等の一部を改正する法律

・放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化することを定めた法律

・閣法 176 11

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

・地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の期日を統一し、これに伴う公職選挙法の特例等を定めた法律

・閣法 176 12

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

・地域連携保全活動基本方針・地域連携保全活動計画について定め、活動の実施について、自然公園法等の特例措置等を定めた法律

・閣法 176 13

地方交付税法等の一部を改正する法律

・平成22年度分の普通交付税の額の算定に用いる雇用対策・地域資源活用臨時特例費の単位費用の改定等について定めた法律

・閣法 176 15

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、期末手当、勤勉手当、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定等について定めた法律

・閣法 176 16

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定について定めた法律

・閣法 176 17

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律

・人事院の意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員について、一定の常時勤務を要しない職員についても育児休業をすることができること等を定めた法律

・閣法 176 18

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

・一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を定めた法律

・閣法 176 19

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額等の改定等を定めた法律

・閣法 176 20

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等の改定等を定めた法律

---

### 3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

---

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

稲葉威雄 中央経済社 767頁 6825円  
会社法の解明

石寄信憲 中央経済社 301頁 3150円  
懲戒権行使の法律実務

勝田一男 中央経済社 290頁 3360円  
非公開会社の役員変更の登記実務

神作裕之責任編集・財団法人資本市場研究会編 財経詳報社 378頁 3150円  
金融危機後の資本市場法制

岩倉正和・太田洋編著 商事法務 533頁 5670円  
M&A法務の最先端

中田裕康編 有斐閣 338頁 3780円  
家族法改正 婚姻・親子関係を中心に・・・★

---

### 4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

---

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

西田典之 成文堂 452頁 6615円  
共犯理論の展開

棚瀬孝雄 商事法務 358頁 4830円  
司法制度の深層 専門性と主権性の葛藤

岩橋浩文 法律文化社 322頁 6930円  
都市環境行政法論 地域集合利益と法システム

植木哲編 青林書院 497頁 5040円  
人の一生と医療紛争

指宿信 商事法務 349頁 4410円  
被疑者取調べと録画制度 取調べの録画が日本の刑事司法を変える・・・★

菊池馨実 有斐閣 353頁 6825円  
社会保障法制の将来構想

---

### 5. 発刊書籍の解説

---

・家族法改正 婚姻・親子関係を中心に  
生殖補助医療やカップルの形態が大きく変化を見せている現状を受け、家族法の夫婦・親子の部分について、今後いかなる改正をすべきかを「家族法作業部会」が研究した成果がまとめられている。  
論文の他、著作に携わった専門家らの座談会形式による意見交換や改正条文案も収録している

・被疑者取調べと録画制度 取調べの録画が日本の刑事司法を変える  
既に取調べの録音録画制度化が進められている諸外国の実情の紹介を通じ、日本における取調べの全面可視化の必要性を示している。  
諸外国の制度紹介については、特に実証的知見を重視して考察している。

☆配信停止をご希望の方へ  
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて

法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

---

(C) Copyright (公財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---